

本会職員のノーネクタイ軽装勤務の通年実施について

本会職員の服装については、5月から10月までをクールビズ適用期間とし、省エネルギーの推進や業務の効率化に取り組んでいます。

一方、国においては、令和3年度からクールビズ及びウォームビズ期間を一律に呼びかけることをやめ、気候等にあわせて各自の判断により、通年で軽装等を行うよう呼び掛けているところです。

働きやすいと感じる執務環境は、職員1人ひとり異なることや、社会情勢の変化（服装の自由化・多様化・SDGs・脱炭素化の推進）を踏まえ、働き方改革の一環として下記のとおりノーネクタイについて通年で実施し、業務の効率化やストレスの軽減を図ることとしました。

ご来会される皆様につきましてはご理解の程よろしく申し上げます。

記

1：実施内容

1年を通して、勤務時間中のネクタイの着用を要しないこととします。

2：実施時期

令和5年4月1日から

3：留意事項

(1) TPO（時、場所、場合）をわきまえて、式典の出席、外部主催の会議等の時など、必要とされる場においてはネクタイを着用するよう適切に対応します。

(2) ネクタイの着用を一律に禁じるものではありません。